

## 平成 29 年度機構及び定数について

### I 基本方針

平成 29 年度は、高知市総合計画「2016 基本計画改訂版」に基づく「第 3 次実施計画」(計画期間：平成 29～32 年度) の取組初年度である。多様な主体との連携・協働のもと、市民の皆様のご理解をいただきながら、新計画に盛り込まれた施策・事業を着実に推進し、より適切で効率的な事務事業の執行体制を構築するため、次の項目に重点を置いた機構改革及び定数配分を行う。

#### 1 市長公室における政策企画・調整機能の強化

本市の将来にわたる重要課題である人口減少問題の克服に向けた「地方創生」の取組については、総合計画の「維新・創生 8 大エンジン」に反映し、庁内横断的な取組を進めていくこととしている。また、全国初である県全域を対象とした「連携中枢都市圏構想」においては、本市が高知県内各市町村の牽引役としての役割を確実に果たし、連携中枢都市圏ビジョンの策定、各市町村との連携協約の締結等の取組を進めていく必要がある。

このような重要課題に対応し、政策・施策を着実に推進するため、「市長公室における政策企画・調整機能の強化」を図るための組織の見直しを行い、庁内においては意思決定等のスピードアップを図るとともに、高知県をはじめ県内各市町村との連携の下で、総合的な視点から組織横断的な政策の企画・調整を行う体制を構築する。

#### 2 「キャッチボール型広聴・広報」の体制整備

「広聴・広報」は、市民と行政のパートナーシップのまちづくりのための基本的な事項であり、市民との協働によるまちづくりを進める上で、不可欠なものである。

市民と行政が問題意識や将来展望を共有し、共に考え、コミュニケーションを深めていくためには、より効果的な情報発信と情報共有とともに、市民の意見を広く聴取し、政策・施策に反映させていくことが重要なことから、平成 28 年 12 月に策定した「高知市広聴広報戦略プラン」に基づき、市民と行政との「キャッチボール型広聴・広報」をめざし、広聴と広報を一体的にとらえ、市民、職員それぞれにとってより分かりやすい組織体制を構築する。

#### 3 法務機能の強化と文書事務に係るコンプライアンスの徹底

平成 28 年 4 月に改正された行政不服審査制度への対応をはじめとした近年の法務事務及び争訟事務の複雑化・増加等に対して適切な対応を図るとともに、行政事務の根幹をなす文書事務において、市政に対する市民の信頼を損なう事態が再び生じることのないよう事務執行の更なる適正化を進めるため、「法務機能の強化と文書事務に係るコンプライアンスの徹底」に向けた体制整備を行う。

#### 4 公共施設マネジメントの推進

今後の人口減少社会を見据えて、将来にわたって安全安心で持続可能な公共施設サービスの提供を実現するために、「管理の最適化」、「機能の最適化」、「総量の最適化」を基本目標とし、コスト意識や経営的視点を持って公共施設を総合的に管理していく「公共施設マネジメント」の取組を、より一層推進するための体制整備を行う。

#### 5 消費生活及び交通安全施策等の所管組織の再構築

市民の暮らしの安全安心という視点から、消費生活、交通安全、公共交通、防犯など、関連性の高い事業の事業所管課の集約を進めることとし、事業実施の効率化と各分野の連携を図るため「消費生活及び交通安全施策等の所管組織の再構築」を行う。

#### 6 読書環境における視覚障害者等への支援体制強化

平成 30 年度に新図書館等複合施設での業務に移行する「点字図書館」について、新施設での業務運営体制の整備とともに、障害者・高齢者等の読書環境及び視覚障害者支援のサービス面の充実に向けた検討を進めるため、組織体制を強化する。

#### 7 環境施設対策及び開発指導に関する組織体制の強化

高知市再生資源処理センター等のBCP対応や魚さい加工処理施設の経営改善に加え、高知県の管理型最終処分場建設など、将来にわたる環境施設の課題に対して適切に対応するとともに、乱開発の防止等適正な土地利用の推進を目的とした高知市土地保全条例に基づく違反指導等の実施体制の強化を図るため、当該各業務所管課の組織体制を充実させる。

上記各項目のほか、機構改革については、各部局において必要性の高い課題等への対応を図るとともに、組織及び業務の簡素化・効率化の視点から、スタッフ制への移行及び事務事業の所管見直しを推進する。

また、職員定数については、高知市職員定数管理計画の考え方に則して、再任用職員の活用など定数管理の手法を活用するとともに、管理監督職員が各所属においてマネジメント上の工夫、改善を積極的に図ることにより、現行の条例定数の範囲内で調整する。

## II 機構の変更等

### 1 総務部

◆「政策企画課」の新設 （「総合政策課」、「移住・定住促進課」を再編し設置）

政策立案から具体的事業実現までのスピードアップ及び移住・定住関連施策に係る各所属間の連携・調整を図るため、現行の総合政策課及び移住・定住促進課を再編し、市長公室内に、両課の政策企画・調整機能を集約強化した「政策企画課」を新設する。

◆「秘書課」及び「広聴広報課」の新設 （「秘書広報課」を再編し設置）

広聴広報機能の充実に向けた推進体制をより強化するため、「秘書広報課」を再編し、「広聴広報課」及び「秘書課」を新設する。

◆「文書法制課」の新設 （総務課を再編し設置）

法務事務及び争訟事務の複雑化・増加等に対する適切な対応とともに、文書事務におけるコンプライアンスの徹底に向け、法規、文書管理（郵便物・庁内便の配送等を除く）の業務を独立して所管する「文書法制課」を新設する。

文書法制課の設置その他の総務部の機構改革に伴い、総務課の所管事務を見直す。

### 2 財務部

◆「財産政策課」の新設 （「財産政策室」を再編し設置）

将来の人口減少を見据えて、中長期に渡る公共施設のあり方を検討し、適切な配置や効率的な維持管理を行う公共施設マネジメントの取組を一層推進していくため、現行の管財課「財産政策室」を廃止し、当該室で担当していた公共施設マネジメントに関する業務を所管する「財産政策課」を設置する。

### 3 市民協働部

◆「暮らし・交通安全課」の新設 （「市民生活課」及び「交通政策課」を再編し設置）

市民の暮らしの安全安心という視点から、関係事業の効率的実施に向けて事業所管課の集約化を進めることとし、「市民生活課」及び「交通政策課」を再編し、消費生活、交通安全、公共交通、安全で安心なまちづくり（防犯）及び暴力団排除等の業務を所管する「暮らし・交通安全課」を新設する。

### 4 健康福祉部

◆点字図書館の体制強化（課として設置）

新図書館への移行に向けて、業務運営体制の整備とともに、障害者・高齢者等の読書環境及び視覚障害者支援のサービス面での充実に向けた検討を進めるため、障がい福祉課「点字図書館」（課内室）を課として独立設置する。

### 5 環境部

◆環境政策課への「環境施設対策室」（課内室）の新設 

高知市再生資源処理センター及び高知市環境事業公社施設の将来におけるBCP対応、魚さい加工処理施設の経営改善への対応、並びに高知県の管理型最終処分場の次期施設の在り方検討への参画の

ため、環境政策課に、新たに「環境施設対策室」を設置する。

## 6 都市建設部

### ◆都市計画課への「開発指導室」(課内室)の新設

new

土地保全条例の運用改定への対応及び違反指導の強化等を推進するため、都市計画課「開発指導係」を廃止し、新たに「開発指導室」(課内室)を設置する。

### ◆道路管理課への「道路保全係」「補修係」の設置

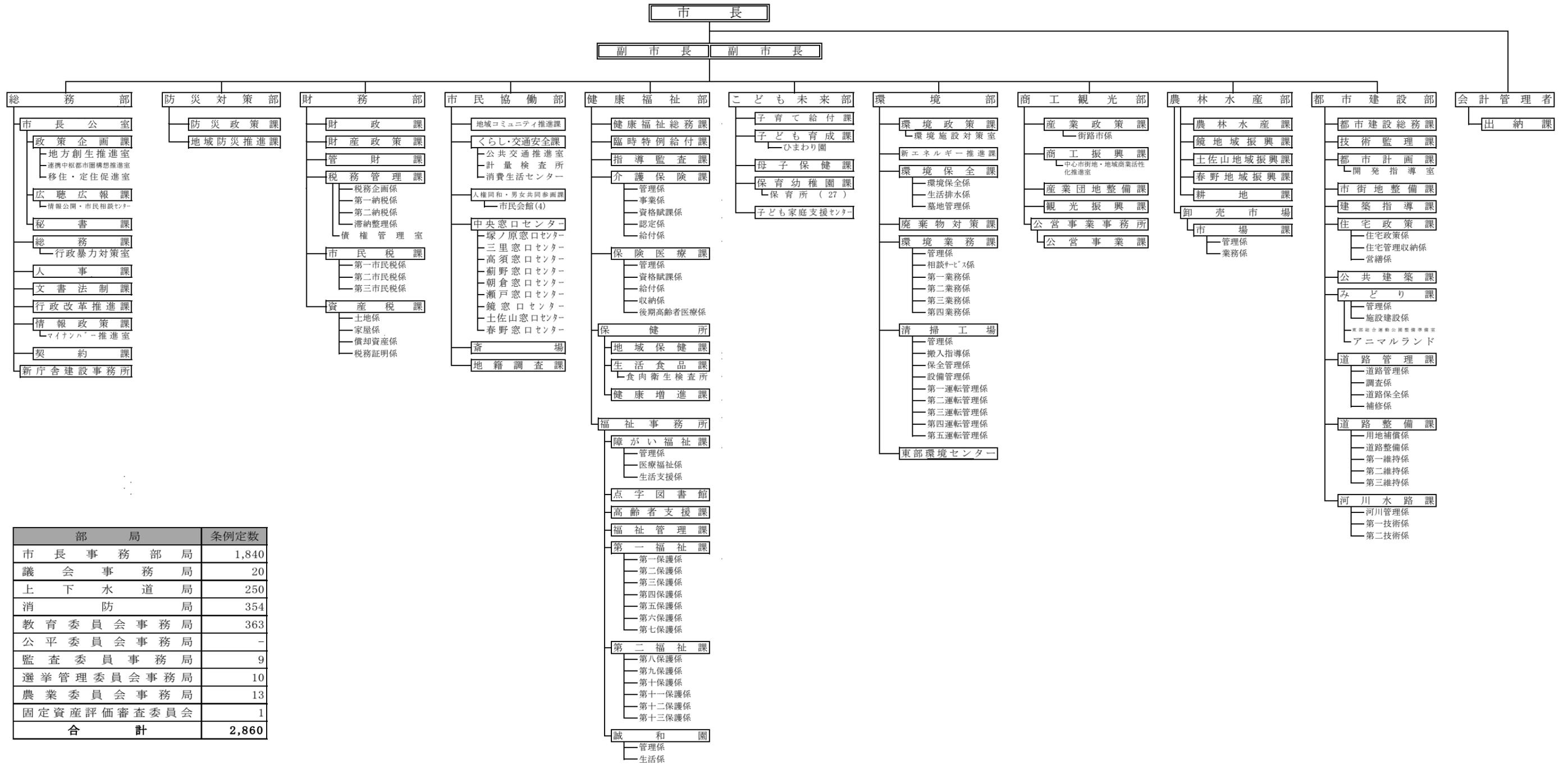
### ◆道路整備課の「第四維持係」「補修係」の廃止

従来道路整備課で所管していた道路・橋梁の点検等の道路保全、道路施設等の補修に関する業務について、効率的実施及び市民要望への迅速な対応等を図るため、当該業務を道路整備課から道路管理課に移管することとし、道路管理課に「道路保全係」「補修係」を新設するとともに、道路整備課の「第四維持係」「補修係」を廃止する。

## III 組織図

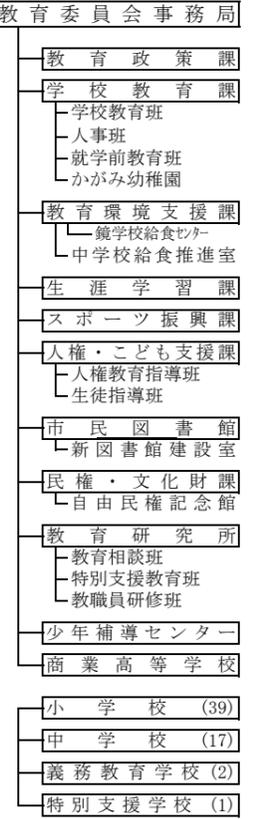
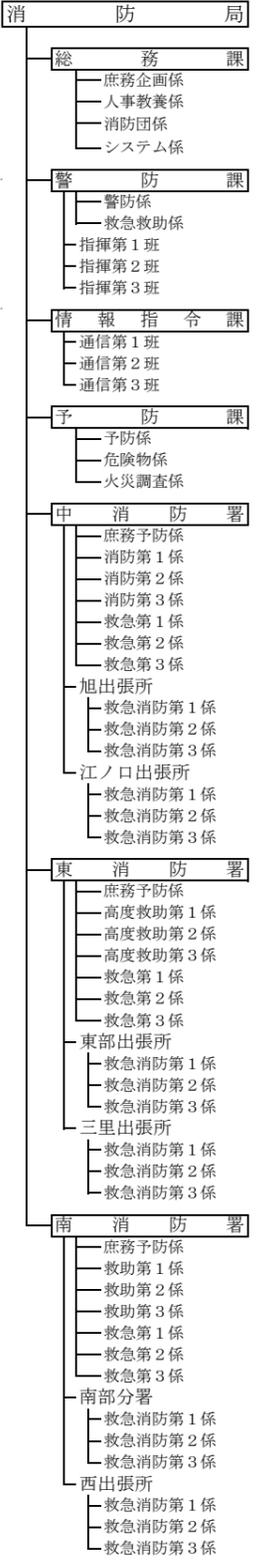
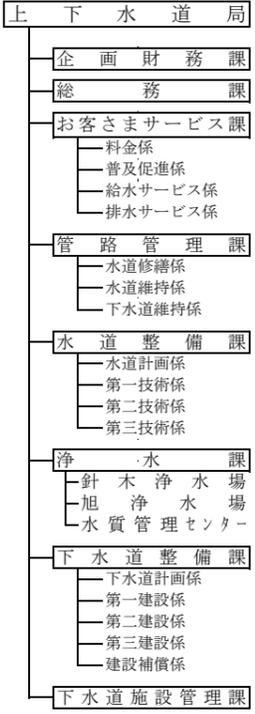
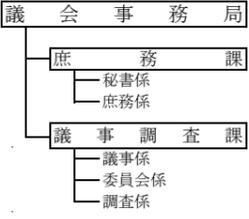
別紙「平成 29 年度 高知市行政機構図(案)」のとおり

平成29年度 高知市行政機構図



部 局	条例定数
市長事務部局	1,840
議会事務局	20
上下水道局	250
消防局	354
教育委員会事務局	363
公平委員会事務局	-
監査委員事務局	9
選挙管理委員会事務局	10
農業委員会事務局	13
固定資産評価審査委員会	1
合 計	2,860

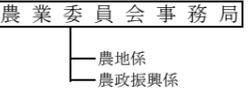
# 平成29年度 高知市行政機構図



監査委員事務局

公平委員会事務局

選挙管理委員会事務局



固定資産評価審査委員会事務局